

平成30年5月1日

会員事業場 様

一般社団法人 岸和田労働基準協会

「電気（低圧）取り扱い業務」に係る特別教育（学科）の開催について

労働安全衛生法第59条3項、同規則第36条4号に電気（低圧）取り扱い業務に就く者は、特別教育の修了者でなければならぬと規定されています。

このたび、上記特別教育を事業者に代わって下記により実施いたしますので、該当事業場様におかれましては、この機会にもれなく受講されますようご案内いたします。

記

- 1 日 時 平成30年7月11日（水） 午前9時30分～午後6時
- 2 会 場 岸和田市立 浪切ホール 第二研修室（4階）（裏面地図参照）
岸和田市港緑町1-1（無料駐車場有）
- 3 受講料 会 員 1名 ￥7,725（テキスト代・消費税含）
会 員 外 1名 ￥8,755（テキスト代・消費税含）
- 4 申込締切 7月2日（月） 定員25名
※受講生が5名以下の場合、講習会を中止することがありますので
予めご了承下さい。
- 5 申込方法 申込書に、必要事項ご記入の上受講料を添えて協会までお申込みください。
（※お振込の場合）
振 込 先：池田泉州銀行泉州営業部 普通口座 0114123
口座名義人：一般社団法人岸和田労働基準協会
シャ）キシワダロウドウキジュンキョウカイ
※1 申込後欠席及び取消しされても受講料は返金いたしません。
- 6 修了証交付 全講義を受講された方には学科修了証を交付致しますので印鑑をご持参ください。また、既に当協会の他の特別教育を受講され特別教育修了証をお持ちの方は講習会当日会場で受付時にご提出願います。
（注）実技教育については、厚生労働省告示の教育規定により事業所にて行
ってください。
- 7 講習内容 1 低圧電気に関する基礎知識 2 低圧の電気設備に関する基礎知識
3 低圧用の安全作業用具に関する基礎知識
4 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 5 関係法令

※「電気（低圧）取り扱い業務」とは

低圧（直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600ボルト以下である電圧をいう。）の充電回路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の回路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務をいう。

（お問合せ等は、一般社団法人 岸和田労働基準協会 電 話 072-431-0321）

「電気（低圧）取り扱い業務」に係る特別教育（学科）受講申込書

受付 番号	ふりがな 氏名	生年月日	現住所	
			住所	
			住所	
			住所	
			住所	
			住所	
			住所	
			住所	

平成 年 月 日

所在地

事業場名

代表者職氏名

印

電話番号

FAX番号

担当者名